



もり・みず市民事業 支援補助金

10万円～100万円

(申請一区分あたりの補助上限額)

対象となる活動の例

間伐、枝打ち、下草刈、植樹／
間伐材を利用した製品の製作／
河川の浄化、地下水のかん養／水環境モニタリング

植樹や間伐の体験教室／川の自然観察会／
児童・生徒への水源環境教育

水質、河川生物、樹林地、湧水の調査

...など。(他の活動の例はHPをご覧ください)

かながわの森と水を支える。
皆さんの、その活動は
補助金の対象です。



市民団体が取り組む、水源環境の保全・再生にかかわる活動を支援するために設けられた補助金が「もり・みず市民事業支援補助金」です。



詳しい募集対象や地域、申請スケジュールなどは
11月配布の募集案内と
HPをご覧ください、申請してください。

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7006/p23490.html>

お問合せ：神奈川県環境農政局緑政部水源環境保全課(調整グループ)
神奈川県横浜市中区日本大通1 TEL: 045-210-4352(直通) FAX: 045-210-8855
E-mail: suigenkankyo@pref.kanagawa.jp



補助率や補助上限額など

申請区分		スタンドアップ部門 (定着支援)		スキルアップ部門 (高度化支援)		対象経費
		補助上限額	補助率	補助上限額	補助率	
特別対策事業に類する事業	森林の保全・再生事業 (間伐、枝打ち、下草刈、植樹等)	整備面積に応じて 10万円～50万円	10/10以内	整備面積に応じて 20万円～100万円	8/10以内	事業の実施に直接要する経費 ▲食料費は補助対象外です ※1 チェンソーや刈払機など高度な技術や資格等を必要とする機材は、補助対象外です。 ※2 過去の補助金額(実績)を累計した金額が上限額となります。
	間伐材の利活用促進事業 (間伐材を利用した製品の製作等)	50万円				
	河川・地下水の保全・再生事業 (河川の浄化対策、地下水かん養対策等)					
	その他の特別対策事業 (水環境モニタリング等)					
普及啓発・教育事業 (植樹や間伐の体験教室、児童・生徒への水源環境教育など)	20万円	1/2以内	40万円	1/2以内		
調査研究事業 (水質、河川生物、樹林地、湧水の調査)	50万円		100万円			
資機材の購入	特別対策事業に類する事業	累計20万円 ※1 ※2	10/10以内 ※1	累計50万円 ※2	8/10以内	
	普及啓発・教育事業又は調査研究事業		1/2以内 ※1	累計20万円 ※2	1/2以内	

※特別対策事業とは、「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」に定める事業です。詳しくはホームページをご覧ください。

補助金の対象事業と地域

特別対策事業に類する事業

・**神奈川県内水源保全地域**内で行う事業

普及啓発・教育事業

・神奈川県全域及び**県外水源保全地域**内で行う事業

調査研究事業

・対象地域の制限なし

県内水源保全地域

- 水源の森林エリア
- 地域水源林エリア

県外水源保全地域

- 相模川水系県外上流域 (山梨県)
- 酒匂川水系県外上流域 (静岡県)



申請部門

スタンドアップ (定着支援) とは

水源環境保全・再生に係る市民事業の定着を図ろうとする団体 (申請事業に類する活動を始めて概ね3年未満の団体) を対象とする部門です。

スキルアップ (高度化支援) とは

水源環境保全・再生に係る市民事業の高度化を図ろうとする団体 (申請事業に類する活動を始めて概ね3年以上継続している団体) を対象とする部門です。

申請に関するスケジュール

毎年 11月上旬	募集案内配布
12月上旬	申請受付開始
12月下旬	申請締め切り
翌年 1月	予備審査
2月～3月	一次選考・二次選考
4月上旬	交付決定

詳しいスケジュールや募集要件等は、募集案内をご覧ください。

「募集案内」は、県ホームページに掲載するとともに、各地域県政情報センター等に配架する予定です。